

特定非営利活動法人 愛・あいネット 虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 愛・あいネット（以下「事業者」という）が実施する事業（以下「法人事業」という）の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、法人事業の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- ① 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- ② 性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の 利用者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置（ネグレクト）
利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待
利用者の財産を不当に処分することや、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報（疑いを含む）があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

- 2.職員は、虐待を発見した際には、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。また、通報を怠ってはならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止体制)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止責任者を設置する。

2.虐待防止責任者は、法人事業管理者（施設長）とする。また、虐待防止責任者は虐待防止受付担当者を兼任する。

（虐待防止委員会の設置）

第6条 事業者は、施設内における虐待防止及び身体拘束適正化等を図るため、虐待防止委員会を設置する。

- ① 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。委員は別表のとおりとする。
- ② 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- ③ 虐待防止委員会は、年に1回以上開催する。また、緊急時等必要ある時は、適時委員会を開催する。
- ④ 虐待防止委員会は、次のことを検討、競技する。
 - (1) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び、身体拘束が適切な手続き、方法でおこなわれているかを確認する。
 - (2) 事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。
- ⑤ 虐待防止委員会で検討した結果については、法人職員に周知徹底をする。
- ⑥ 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

（虐待防止責任者の職務）

第7条 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- ① 法人職員による虐待防止のための規程の制定及び遵守の確認
- ② 法人職員の施設の理念の徹底、倫理綱領の遵守の徹底
- ③ 虐待防止に係る研修会への積極的な参加
- ④ 虐待内容及び原因、解決策の検討
- ⑤ 虐待防止のための当事者等との話し合い
- ⑥ 虐待を行った法人職員への対応
- ⑦ 虐待通報者及び第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- ⑧ 被虐待者の支援市町村への報告

（虐待防止受付担当者の職務）

第8条 虐待防止受付担当者の職務は、次のとおりとする。

- ① 利用者等からの虐待通報受付
- ② 法人職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者及び第三者委員への（虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない）報告
- ⑤ 虐待改善状況の虐待防止責任者への報告

（第三者委員）

第9条 第三者委員は、特定非営利活動法人 愛・あいネット 相談・苦情解決実施要領第4条に定めた者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及び掲示物並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2.虐待防止受付担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報受付・経過記録書」に記録しなければならない。

- ① 虐待の内容
 - ② 虐待通報者の要望
 - ③ 第三者委員への報告の要否
 - ④ 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの虐待防止委員の助言と立会いの要否
- 3.法人職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に虐待の申し出があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって申し出を受けすることができる。
- 4.前項により虐待の申し出を受けた法人職員は、報告書を作成し、遅延なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待の報告・確認)

第12条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を「虐待通報受付・経過記録書」により虐待防止責任者、第三者委員に報告する。

- 2.投書等匿名による虐待通報があった場合にも、第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3.虐待通報受付の報告を受けた虐待防止責任者、第三者委員は、虐待内容を確認し、「虐待受付報告書」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。なお、通知は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 4.虐待防止責任者は、虐待の報告があった場合は被虐待者の支給決定をした市町村窓口へ通報する。その後の指示、調査に対し、適切な対応を行う。
- 5.上記1～3について、上記1～3について、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

(虐待解決に向けた話し合い)

第13条 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2.前項による話し合いまたは解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3.虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4.第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5.虐待防止責任者及び、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「話し合い結

果記録書」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った虐待防止委員会に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 第 14 条 虐待防止責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2.虐待防止責任者、被虐待者及び保護者、虐待通報者及び第三者委員に、改善を約束した事項について、別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告する。なお、報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。
 - 3.虐待防止責任者は、被虐待者及び保護者、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、各市町村の苦情相談窓口及び鹿児島県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介する等の必要な対応を行う。

(解決結果の公表)

- 第 15 条 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。
- 2 法人事業への信頼性の向上及びサービスの質と向上を図るため、個人情報に関する事項を除き、改善の対応状況・結果について施設内に掲示・公表する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第 16 条 虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。
- 2.研修は年 1 回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する。
 - 3.新規採用時には、必ず虐待防止に関する研修を実施する。

(権利擁護のための成年後見制度)

- 第 17 条 虐待防止責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

(守秘義務)

- 第 18 条 虐待防止責任者、虐待防止受付担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を被虐待者、保護者、虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(規定の閲覧)

- 第 19 条 本規定は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧できるものとする。また、ホームページに掲載し公表する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

